

平成27・28年度入札参加者の追加登録を受け付け

契約課 224-5632

市が発注する建設工事などの入札参加業者の追加登録を受け付けます。

建設工事、設計・調査・測量、土木施設維持管理(道路・河川・苑地・下水道)

「埼玉県電子入札共同システム」加入自治体による、共同受け付けを実施します。手続きの詳細は、県ホームページで確認してください。

受付期間：新規申請 4月1日(金)～22日(金) ▼業種などの追加申請 4月1日(金)～28日(木)(各消印有効)

受付方法：申請書類と添付書類を〒330-9301さいたま市浦和区高砂三丁目15-1・県入札審査課に郵送

*市では受け付けしません。

固定資産(土地・家屋)評価額が確認できます

縦覧・閲覧 224-5642

224-5642

不服審査 224-5637

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

納税者が、自己の所有する土地・家屋の評価額が、他と比較して適正

であるか確認することができます。

縦覧期間：4月1日(金)～5月31日(火)

対象：納税者 ▼同居の親族 ▼納税管理人 ▼相続人代表者 ▼納税者の委任状(法人所有の場合は代表者印のあるもの)を持つ方

固定資産課税台帳の閲覧

自己の所有する土地・家屋・償却資産の課税内容が確認できます。前記縦覧期間内は「名寄せ帳兼課税台帳の写し」を無料交付(1回のみ)します。なお、閲覧は、縦覧期間以降もできます。

対象：固定資産の所有者 ▼同居の親族 ▼納税管理人 ▼相続人代表者 ▼所有者の委任状(法人所有の場合)

は代表者印のあるもの)を持つ方は代表者印のあるもの)を持つ方

縦覧・閲覧の会場・持ち物

会場：資産税課(本庁舎2階)

持ち物：本人確認できる物(運転免許証、健康保険証、パスポート、

前年度納税通知書等)

不服審査の申し出

固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は、「川越市固定資産評価審査委員会」へ審査を申し出ることができます。

申し出先：市民税課(本庁舎2階)

申し出期間：4月1日(金)から、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内

春の全国交通安全運動を実施します

防犯・交通安全課 224-5721

4月6日(水)～15日(金)に、春の全国交通安全運動を実施します。市では関係機関・団体と協力し、次のとおりキャンペーンを行います。



昨年の出発式キャンペーン

いずれも雨天中止です。

出発式・街頭広報の日

日時…4月6日(水)、午後2時～3時30分
会場…ウエスタ川越

飲酒運転根絶の日・交差点事故防止の日

日時…4月8日(金)、午後4時～5時
会場…クレアパーク

交通事故死ゼロを目指す日

日時…4月11日(月)、午前10時～11時
会場…ウニクス南古谷

仮徴収(年金からの差し引き)を行います

国民健康保険税 224-5833

介護保険料 224-5817

介護保険料 224-5817

後期高齢者医療保険料 224-5842

個人住民税 224-5640

個人住民税 224-5640

平成27年度に国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・個人住民税が年金から差し引かれていた方は、4月から仮徴収を行います。差し引かれる額は平成28年2月と同額です。各税(料)金は、昨年中

川越シャトルの介護者料金が無料になります

交通政策課 224-5519

の収入状況を基に6・7月に決定し、通知書を郵送します。決定額と仮徴収済み額の差額は、10月(介護保険料は8月)以降分で調整します。
*医療助成課は、4月1日(金)から名称が高齢・障害医療課に変わります。電話番号は変更ありません。

4月1日(金)から、川越シャトルの特別乗車証に「要介護」と押印してある障害者の方の介護者1人の料金が無料となります。なお、市外在住の方の介護者料金等、その他の料金は変更ありません。

ひとり親の方の就業支援

こども安全課 224-5821

事前相談が必要です。申し込み方法など、詳しくはお尋ねください。

高等職業訓練促進給付金

経済的に自立困難なひとり親家庭の父母が看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士等の資格を取得しようとしている場合に支給します。今後該当が見込まれる方

は、ご相談ください。

対象：次の全てに該当する方①市内

在住のひとり親家庭の父母、②現在

在修業と就労または子育ての両立

が困難、③児童扶養手当の支給を

受けているまたは同様の所得水準

にある、④課程が1年以上の前記

の資格取得養成機関に入り、対象

資格の取得が見込まれる、⑤過去

に同給付金(旧高等技能訓練促進

費)を受給したことがない

支給額：市民税非課税世帯 月額

10万円 ▼同課税世帯 月額

7万5000円

支給期間：上限3年間(36か月)

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父母が経済的自立

を目指すための教育訓練給付の対象

講座を受講した場合、支払った受講

料の一部を支給します。

対象：次の全てに該当する方①市内

在住のひとり親家庭の父母、②児

童扶養手当の支給を受けているま

たは同様の所得水準にある、③雇

用保険法上の教育訓練給付金の受

給資格がない

対象講座：雇用保険制度の教育訓練

給付の指定教育訓練講座

支給額：受講料の6割(上限20万円、

40000円以下は支給なし)

*こども安全課は、4月1日(金)から

名称がこども家庭課に変わります。電話番号は変更ありません。

協働事業の募集

市民活動支援課
224-5705

協働推進事業制度は、「市民活動団体等」と市が、それぞれ提案する事業を適切な役割分担で実施し、「協働」を積極的に推進する制度です。平成28年度も「提案型協働事業」と「協働委託事業」を実施する団体を募集します。

応募要項は市ホームページからダウンロードできます。

*「市民活動団体等」とは…自治会等の地域組織・NPO法人・ボランティア団体・市民活動団体等をいいます。

市民の皆さんからの提案による「提案型協働事業」を募集

地域のさまざまな課題を解決するため、「市民活動団体等」が主体的に取り組む協働事業を募集します。市は、その事業に対して経費の一部を補助することで、協働によるまちづくりを推進していきます。

応募期間…4月1日(金)~28日(木)

対象…市内に事務所または活動場所があり、公益的な活動を行っている、5人以上で構成する市民活動団体等(宗教活動・政治活動・選挙活動を目的とする団体等は不可)

補助金額…補助対象経費の2分の1(上限20万円)

申し込み…市民活動支援課(本庁舎3階)で配布する応募要項の「補助金申請書」に必要事項を明記し、必要書類を添えて同課

市が提案する「協働委託事業」の実施団体を募集

市が提案する事業を市と協働で実施する市民活動団体等を募集します。平成28年度は、以下の4つの事業です。

①男女共同参画情報紙「イーブン」の発行

男女共同参画の正しい理解と意識啓発を行うため、情報紙を年2回発行する事業です。

②イーブンライフ in 川越

人権週間にちなみ、男女共同参画社会の実現を目指し、市民への啓発と理解を深めるためのイベントを実施する事業です。

③子育て情報誌作成

子育て中の方や、これから子育てする方を対象に各種相談窓口や子育て情報などを紹介する情報誌を作成する事業です。

④かわごえエコツアー

環境に対する理解を深めるために、市内の環境スポットの見学などを行う事業です。

応募期間…4月1日(金)~28日(木)

対象…市内に事務所または活動場所があり、公益的な活動を行っている、5人以上で構成する市民活動団体等で、次のすべてを満たすもの

- 組織の運営に関する規則などがある
- 予算・決算を適正に行っている
- 1年以上継続して活動している
- 委託事業を的確に遂行できる

申し込み…市民活動支援課(本庁舎3階)で配布する応募要項の「事業提案書」に必要事項を明記し、必要書類を添えて同課

資源循環推進課からのお知らせ

☎239-6267

路上喫煙の防止について

「川越市路上喫煙の防止に関する条例」により、市内全域(道路や公園など屋外の公共の用に供されている場所)では、路上喫煙をしないように努めなければなりません。

市では左図のとおり「路上喫煙禁止地区」を定め、指導・啓発を行っています。なお、同地区内で路上喫煙をした場合は、過料2000円の罰則が適用されます。

歩きながらの喫煙は、やけどをさせたり、衣服を焦がしたりする危険があります。特に子どもや車椅子を使用する人にとって、たばこを持つ



産業振興課からのお知らせ

☎224-5934

申し込みは、産業振興課(本庁舎5階)で配布する申請書類に必要事項を明記し同課。申請書類は、市ホームページからもダウンロードできます。いずれも補助金額が予算枠を超えた時点で締め切ります。

空き店舗を活用して行う事業に対して補助金を交付します

市内の空き店舗の利活用を促進するため、「川越市商店街等空き店舗情報登録制度」に登録されている空き店舗を活用して行う事業に対し、補助金を交付します。

受付期間：4月1日(金)～

対象(次のいずれか)

①商店街(商店街振興組合、事業協同組合、任意団体)

②新規出店者(個人または法人)で出店区域の商店街の推薦を受けている

対象事業…①商店街が実施する共同事業、②新規出店者が行う小売業、飲食業またはサービス業、③そのほか商店街または新規出店者が行う事業で、商店街の振興および地域の活性化に寄与すると市長が認める事業

補助額…限度額1件100万円。改修等は、補助率3分の1以内、40万円まで。賃借料(敷金・礼金を除く)は、補助率2分の1以内、月額5万円まで

住宅改修費用の一部を補助します

地域経済対策の一環として、次の要件を満たす改修工事費用の一部を補助します。工事着工の2週間前までに申請してください。なお、平成28年度から前・後期の2期制となります。

*補助金交付決定前に着工した場合、補助は受けられません。必ず着工前に申請してください。

受付期間…前期 4月11日(月)～ 後期 10月11日(火)～

対象工事…市内施工業者が行う、20万円以上(消費税を除く)の個人住宅の改修工事(ただし他の補助対象工事でないこと)

対象…次のすべてに該当する方①川越市に住民登録がある、②リフォームする住宅の所有者で、その住宅に居住している、③市税に滞納がない、④工事が来年2月28日(火)までに完了、⑤過去に同制度を利用していない

補助額…改修工事に要した費用のうち100分の5に相当する額で、8万円を限度(1000円未満切り捨て)

障害者差別解消法がスタートします

障害者福祉課 ☎224-5785
☎225-3033

4月1日(金)から、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行されます。この法律は、すべての人が、障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として定められました。行政機関や民間事業者が障害者*1の方へ「**不当な差別的取り扱い**」をすることを禁止するとともに「**合理的配慮をすること**」とされています。

***1 障害者とは**…何らかの心身機能の障害があり、その障害と社会的障壁*2によって日常生活や社会生活に相当な制限を受ける方です。障害者手帳をお持ちの方に限りません。

***2 社会的障壁とは**…障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で、障壁となるようなものをいいます。この障壁は物理的なものに限らず、制度や社会的な慣行、心の中の観念なども含みます。

例えば、通行や利用しにくい施設・設備、利用しにくい制度、障害のある方の存在を意識していない慣習・文化、障害のある方への偏見などがこれにあたります。

不当な差別的取り扱いとは

障害があるということだけで、正当な理由がなく、サービスの提供を断ったり、制限をしたりするような行為のことをいいます。具体的には次のようなことがあげられます。

- アパートへの入居を断る
- 身体障害者補助犬の同伴を理由に入店を断る
- 窓口での対応を拒否する
- 説明会やシンポジウム等への出席を拒む等

	国の行政機関 地方公共団体 等	民間事業者(*)
不当な差別的 取り扱い		
合理的配慮		

*民間事業者には、個人事業者・NPO等の非営利事業者を含みます。

合理的配慮をすることとは(民間事業者は努力義務)

障害のある方が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある方に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のことをいいます。具体的には次のようなことがあげられます。

- 車椅子の方が段差を通過したり、乗り物に乗ったりする時の手助けをする
- 筆談や読み上げの配慮をする
- スクリーンや手話通訳者等がよく見えるように、スクリーンに近い席を確保する
- 車両乗降場所を施設の出入口に近い場所へ変更する等

市や民間事業者の対応について

■市の対応は？

職員が適切に対応するために、基本的な考え方や具体的事例等を示した「川越市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員の適切な対応に係る留意事項」を作成しました。また、職員がこの留意事項に従って事務・事業に取り組んでいくよう「職員対応規程」も併せて作成しました。

■民間事業者の対応は？

各省庁からの「対応指針」(ガイドライン)を参考に、業務を行っていただくこととなります。

各省庁ガイドライン対象者等

- 厚生労働省…福祉事業者、医療関係事業者等
- 文部科学省…社会教育分野、学校教育分野等

*その他の省庁からもガイドラインが示されています。詳しくは市ホームページを確認してください。

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●平成27年度包括外部監査の結果報告書が提出されました 監査委員事務局 ☎224-6132

テーマは「ごみ処理事業及びリサイクル事業の事務の執行について」。報告書は、情報公開窓口(東庁舎1階)・図書館・公民館、市ホームページで確認できます。

●川越市都市計画審議会を開催 都市計画課 ☎224-5945

川越市都市計画地区計画の変更について。4月21日(休)、午後2時～。やまぶき会館B・C会議室。傍聴は先着5人。受け付けは午後1時40分～。当日直接会場。

●平成28年度 家庭ごみの分け方・出し方を配布しました。お手元がない場合はお問い合わせください 資源循環推進課 ☎239-6267

国際貢献事業に補助

国際文化交流課 224-5506

多文化共生と国際交流・協力を推進するため、地域の国際化に貢献する活動を行っている市民団体に、補助金を交付します(上限4万円)。
対象事業・活動：青少年等を海外へ派遣・海外から受け入れ、海外文化の紹介など、市民の国際交流や国際理解を促進する事業▼教育・地球環境・公衆衛生・農業技術などの啓発活動や技術援助など、国際協力を展開する事業▼日本語指導・通訳などのボランティア活動を通じて、外国籍市民が暮らしやすいまちづくりを促進する事業

自立相談支援センターの場所が変わります

生活福祉課 224-5784

働きたくても働けない等、経済的な悩みについての相談窓口「川越市自立相談支援センター」が移転します。

なお、受付時間(平日、午前8時30分〜午後5時15分)・☎227-9283は変更ありません。

移転日：4月1日(金)

移転場所：郭町一丁目2-2・オーク2H2ビル1階

民間放課後児童クラブの開設届け出について

こども育成課 224-5724

放課後児童クラブの開設を予定している事業者は、児童福祉法に基づく届け出が必要です。要件、届出書式等、詳しくはお尋ねください。

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が変わります

こども政策課 224-6278

児童扶養手当は、父母の離婚、死亡などによって父または母と生計を別にしていない子や、父または母に重度の障害のある子を育てている方に支給します。特別児童扶養手当は、精神または身体に一定の障害のある子を育てている方に支給します。
 *児童扶養手当の窓口は、4月1日(金)からこども家庭課 224-5821になります。

●4月以降の児童扶養手当

子の人数	月額 (全部支給)	月額 (一部支給)
1人	42,330円	9,990円~ 42,320円
2人	47,330円	子1人の支給額 +5,000円
3人以上	1人につき、子2人の支給額 に3,000円加算	

●4月以降の特別児童扶養手当

1級(重度)	月額 51,500円
2級(中度)	月額 34,300円

国勢調査速報値を公表します

情報統計課 224-6185

国勢調査の速報値が、下記のとおり県から公表されました。今回の数値は速報値のため、10月に総務省統計局から公表される確報値とは、異なる場合があります。

川越市(平成27年10月1日現在)

人口	350,327人(342,670人)
男	175,339人(171,590人)
女	174,988人(171,080人)
世帯数	145,690世帯(137,121世帯)

*()内は、前回(平成22年)の結果

県内主要市の状況(人口の多い5市)

①さいたま市	1,264,253人
②川口市	578,245人
③川越市	350,327人
④越谷市	337,562人
⑤所沢市	335,875人

振り込め詐欺防止回覧板を作成しました

防犯・交通安全課 224-5721

昨年、川越市は振り込め詐欺の被害件数が県内39警察署中、ワースト1位となり、被害額も2億円を超えてしまいました。

市では、振り込め詐欺等の被害を減らすため「振り込め詐欺被害防止自治会回覧板」を作成しました。回覧板を回す際にご覧いただき、振り込め詐欺等に注意しましょう。



国勢調査Q & A

Q 国勢調査の人口と広報川越に掲載された人口が異なるのは、なぜですか?

A 広報川越に掲載している人口・世帯数は、市に届け出があった住民登録の数値を用いています(外国籍市民を含む)。これに対し、国勢調査では住民登録とは関係なく、その場所に普段住んでいる人を対象としています。また、病院や福祉施設などは、入院患者数や入所者数にかかわらず、棟ごとにまとめて一つの世帯として調査しています。このため、広報川越に掲載している人口・世帯数と結果が異なっています。

国民年金の届け出や納付は忘れずに

市民課 ☎224-5764

国民年金は20歳から60歳までの方が加入する公的年金制度です。加入する年金の種類は、第1号被保険者(自営業者など)・第2号被保険者(会社員や公務員)・第3号被保険者(第2号被保険者の被扶養配偶者)に分かれます。退職や結婚などにより加入の種類が変わるときは、届け出が必要です。「届け出や納付を忘れて年金が受けられない」ということがないように、自分の年金はしっかり把握しましょう。

こんな時	手続き	届け出先	手続きに必要な物
20歳になった	加入	市民課(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所、第3号被保険者は配偶者の勤務先	印鑑
会社などを退職した	加入	市民課・市民センター・南連絡所	年金手帳・退職証明書または健康保険資格喪失証明書など・印鑑
配偶者の扶養から外れた	種別変更	市民課・市民センター・南連絡所	年金手帳・健康保険資格喪失証明書など・印鑑
口座振替にしたい	納付方法の変更	銀行・郵便局などの金融機関または年金事務所	口座振替納付申出書、預貯金通帳・届け出印・年金手帳など
納付書を紛失した	再発行	年金事務所	印鑑・年金手帳など

* 会社に就職したり、配偶者の扶養になった場合は、勤務先での手続きとなります。

■平成28年度の国民年金保険料

4月から来年3月までの国民年金保険料は、月額16,260円です。納付書は、日本年金機構から4月上旬に送付されます。届かない場合は、埼玉国民年金電話相談センター ☎248-1165にお尋ねください。

* 国民年金保険料をまとめて前払い(前納)すると割引きされる制度があります。現金での納付以外に口座振替・クレジットカード・インターネットによる納付も可能です。詳しくは、川越年金事務所 ☎242-2657にお尋ねください。

■学生納付特例

20歳以上の学生で、本人の所得が少なく保険料の支払いが困難な場合は、保険料を後払いにすることができます。前年度に特例が承認されて、今年度も引き続き同じ学校に在学する方は、日本年金機構から送付される申請書(ハガキ形式)に必要な事項を記入して埼玉事務センターに郵送してください。ただし、在学する学校等が変わった方、申請書が届かなかった方は、窓口での申請が必要になります。

対象…大学・短大・高校・高等専門学校・専修学校などに在学する

20歳以上の学生(所得制限あり)

用意する物…新学年の学生証または在学証明書・年金手帳・印鑑

* 2年1か月前までさかのぼって申請する場合は、在学期間を証明する書類が必要です。

受付窓口…市民課・市民センター・南連絡所

市内定点モニタリング結果

環境対策課 ☎224-5894

市では、市内全域を5km四方に区切った7つの区域から2地点ずつ、合計14地点の公共施設等(小学校・保育園など)で放射線量等の変化を定期的に測定しています。2月に測定した14地点の測定値の平均と範囲は以下のとおりです。詳しくは、環境対策課(本庁舎5階)、市ホームページで確認できます。

大気中放射線量の測定結果 (単位= $\mu\text{Sv/h}$)

測定時期	地上5cm		地上50cm	
	平均値	範囲	平均値	範囲
平成27年8月	0.05	0.03~0.07	0.05	0.03~0.06
平成28年2月	0.05	0.04~0.07	0.05	0.03~0.07

● **測定・採取日**…2月8日・10日

● **測定機器・方法**…NaI シンチレーションサーベイメータ TCS-172B (エネルギー補償付き)により市職員が測定

● **結果**

平成27年8月の測定結果とほぼ同じで、地上50cm~1mの国の基準(市の対応の目安と同じ $0.23 \mu\text{Sv/h}$)および地上5cmの市の対応の目安($0.30 \mu\text{Sv/h}$)よりも低い値でした。

* 今回の定点とは別に、除染を実施した公共施設などでも継続的に測定しています。

子育て支援サービスをご利用ください

こども育成課 ☎224-5724

病児保育事業

病気または病気回復期の子どもを施設で一時的に預かります。各施設とも利用時間は午前8時～午後6時です。利用方法等、詳しくはお尋ねください。

対象…生後2か月～小学3年生

利用条件…仕事・病気・事故などで、児童を保護者が家庭で保育できない▶児童が病気または病気回復期の状態で、医師が「保育室の利用が可能」と判断した場合(頭じらみ症は利用対象外です)

定員…各施設3人(病状で判断する場合あり)

利用料金…1日2,000円(所得状況により軽減措置あり)

*別途おむつ代等がかかる場合があります。

■病児保育室(日曜日、祝・休日、年末年始は休み)

実施施設…育児サポート アイアイ(古谷上・愛和病院内 ☎235-8926)▶みついきッズケア(松江町1丁目・三井病院南側 ☎290-5551)▶おさるのゆりかご(砂新田2丁目・おせきこどもクリニック内 ☎265-8800)

■病後児保育室(土・日曜日、祝・休日、年末年始は休み)

病気回復期のみ利用できます。

実施施設…ハートランドともいき(笠幡・ともいき保育園内 ☎227-3811)

ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助をしたい方(提供会員)と援助の依頼をしたい方(依頼会員)を会員とした組織により、地域の中での子育てを支援しています。事前に登録が必要です。

対象…生後3か月～小学6年生

活動内容…児童の送迎、保育所・学童保育室等の開始前・終了後等の預かり、その他一時的な預かり等(病児保育・宿泊を伴う預かりは行いません)

利用料金…平日、午前7時～午後7時=700円/1時間(延長は、30分単位で350円)▶土・日曜日、祝・休日、年末年始、平日の上記以外の時間=800円/1時間(延長は、30分単位で400円)▶送迎に車を使った場合=100円/1回

*2人目以降は減額制度あり。その他実費あり。

申し込み…川越市ファミリー・サポート・センター(総合福祉センターオアシス内) ☎225-3828

緊急サポートセンター事業

会員同士の助け合いにより病児・病後児や宿泊を伴う保育、緊急的な一時保育を行っています。事前に登録が必要です。

対象…小学6年生まで

活動内容…病児・病後児の一時保育、宿泊を伴う一時保育、臨時、突発的な一時保育等

利用料金…午前8時～午後8時=1,000円/1時間(延長は、15分単位で250円)▶午後8時～午前8時=1,200円/1時間(延長は、15分単位で300円)▶宿泊を伴う保育(午後6時～翌朝9時・食事等込)10,000円/1泊

▶送迎に車を使った場合=事前に会員同士で決めた料金

申し込み…緊急サポートセンター埼玉 ☎048-297-2903

*同センターホームページからも登録ができます。

*2人目以降は減額制度あり。その他実費あり。

*前日および当日のキャンセルは、キャンセル料が掛かります。

地域子育て支援拠点事業

市内には、おおむね3歳未満の乳幼児と保護者が無料で利用できる子育て支援施設が29か所あり、子育て中の親子が集える場所の提供や、育児相談などを行っています。お近くの子育て支援施設を気軽にご利用ください。



なお、4月から新たに2か所つどいの広場を開設します。

■4月から開設するつどいの広場

●七歩保育園つどいの広場(新宿町3丁目20-1 ☎265-8799)

●紀秀会 川越やまだ保育園つどいの広場(山田516-9 ☎299-5751)

*利用方法・利用可能日時等詳しくは、市ホームページを確認するか、こども育成課(本庁舎3階)・公民館等で配布しているチラシをご確認ください。スマートフォン・タブレットをお持ちの方は右の2次元バーコードをご利用ください。



■つどいの広場開設時間変更のお知らせ

4月1日(金)から次のつどいの広場は開設時間が変更となります。なお、開設する曜日に変更はありません。

●おがやの里しもだ保育園つどいの広場

変更後→午前10時～午後3時

●さくらんぼ保育園つどいの広場

変更後→午前8時30分～午後1時30分

●連雀町つどいの広場

変更後→午前9時30分～午後3時30分(土曜日=正午まで)

民間放課後児童クラブ

市では平成28年度から、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る民間放課後児童クラブを1か所開設する予定です。

実施施設等、詳しくはこども育成課にお尋ねください。

口座振替支払内訳書等の送付の廃止について

会計室 224-6051

これまで、市から口座振替により支払いを行った際には、振込内容、振込先、振込手続日などを記載した口座振替支払内訳書等を送付していましたが、経費削減および業務効率化のため、6月から一部を除き、口座振替支払内訳書等の送付を廃止し

ます。また、川越市上下水道局分についても、同様に口座振替支払通知書の送付を廃止します。

なお、4月以降、市から口座振替で支払いを行った際には、通帳に担当課名、または業務名が印字されます。上下水道局分の印字については、これまでと変更ありません。

通帳の印字の例：カワ 担当課名

たは業務名
*印字内容等、詳しくは市ホームページ

ージを確認するか、各担当課までお尋ねください。

子育て支援施設の利用者支援事業が始まります

子育て支援センター
249-7830

子育て家庭や妊産婦の不安・悩み、子育て制度のことなど、相談者のニーズにあつた助言や情報提供を行うとともに関係機関と連携を図り支援

する川越市利用者支援事業を開始します。相談等は専門知識を持つ利用者支援専門員等が行います。予約は不要です。直接同センターにお越しください。なお、希望により面接相談(要予約)や電話相談も行います。

開始日：4月1日(金)

相談日時：平日、午前9時～午後4時
(電話相談は 247-5010)
相談場所：川越市子育て支援センター
1(ウエスタ川越2階)

マイナンバーコールセンターの受付時間が変わります

市民課 224-5744

4月1日(金)から次のとおり受付時間が変更となります。なお、いずれも年末年始は受け付けていません。

■マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

変更後受付時間…平日、午前9時30分～午後8時

*土・日曜日、祝・休日は変更ありません(午前9時30分～午後5時30分)。

*マイナンバーカード(個人番号カード)の紛失、盗難などによる一時利用停止については、24時間、365日受け付けます。

■川越市マイナンバーコールセンター 224-6178

変更後受付時間…平日、午前8時30分～午後5時15分▶第2・第4土曜日、午前8時30分～正午

パパ・ママ応援ショップ優待カードが新しくなります

こども育成課 224-5724

有効期限が平成28年3月末日となっている現行の「優待カード」を、同31年3月末日まで有効の新しい「優待カード」に更新します。



なお、4月から、同カードが全国の協賛店でも順次利用できるようになります(一部例外を除く)。協賛店について詳しくは、県ホームページを確認してください。スマートフォン・タブレットをお持ちの方は右の2次元バーコードをご利用ください。



対象…平成30年度に中学校修了までの子を持つ家庭または、妊娠中の方およびその家族

新しい「優待カード」の配布方法

■中学校修了までの子を持つ家庭

保育園、幼稚園、公立の小中学校などを通して配布します。未就園児・未就学児がいる家庭および、すでに母子健康手帳の交付を受けている家庭は、こども育成課(本庁舎3階)・市民センター・南連絡所・証明センターで、子の保険証などを確認して配布します。

■これから母子健康手帳の交付を受ける家庭

市民課(本庁舎1階)・市民センター・南連絡所・証明センター・総合保健センターで、母子健康手帳と同時に配布します。

■私立の小中学校に通学している子のいる家庭

こども育成課・市民センター・南連絡所・証明センターで、子の保険証などを確認して配布します。